

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【公開番号】特開2007-264226(P2007-264226A)

【公開日】平成19年10月11日(2007.10.11)

【年通号数】公開・登録公報2007-039

【出願番号】特願2006-88146(P2006-88146)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1343 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1343

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月4日(2009.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

平行に対向配置された一対の基板と、

前記一対の基板上に形成され、表示をさせるために所定のパターンを形成した透明電極と、

前記一対の基板に挟持される液晶層と、

前記透明電極に形成される長方形型のスリットであって、一方の透明電極に設けられた第1のスリットと、他方の透明電極に設けられた第2のスリットとが該スリットの短手方向において交互に配置されると共に、該第1のスリットと該第2のスリットの単位長さ当たりの分割数が異なる構造のスリットと

を有する液晶表示素子。

【請求項2】

平行に対向配置された一対の基板と、

前記一対の基板上に形成され、表示をさせるために所定のパターンを形成した透明電極と、

前記一対の基板に挟持される液晶層と、

前記透明電極に形成される長方形型のスリットであって、一方の透明電極に設けられた第1のスリットと、他方の透明電極に設けられた第2のスリットとが該スリットの短手方向において交互に配置されると共に、該第1のスリットと該第2のスリットのうち一方の単位長さ当たりの分割数が0である構造のスリットと

を有する液晶表示素子。

【請求項3】

前記単位長さ当たりの分割数が多いスリットの寸法は、前記透明電極間のギャップに対し長手方向が約2倍～約3.3倍、短手方向が約1倍～約3.3倍である請求項1または2に記載の液晶表示素子。

【請求項4】

前記単位長さ当たりの分割数が多いスリットの長手方向の間隔は、前記透明電極間のギャップに対し約1倍～約5.5倍であり、前記第1のスリットと第2のスリットとのスリット短手方向の間隔は、該ギャップに対し約1倍～約6.6倍である請求項1から3のいずれか1項に記載の液晶表示素子。

【請求項 5】

前記透明電極は、前記一対の基板の一方に形成される導通範囲の広いコモン電極と、他方の基板に形成される導通範囲の狭いセグメント電極からなるセグメントタイプである請求項1から4のいずれか1項に記載の液晶表示素子。

【請求項 6】

前記透明電極は、単純マトリックスタイプである請求項1から4のいずれか1項に記載の液晶表示素子。

【請求項 7】

前記単純マトリックスタイプの透明電極において、前記単位長さ当たりの分割数が少ないスリットを、該スリット長手方向に平行な透明電極側に設ける請求項6に記載の液晶表示素子。

【請求項 8】

前記単純マトリックスタイプの透明電極中の各々のドットにおいて、スリット短手方向の最端部のスリットを、該スリットの短手方向に平行な透明電極側に設ける請求項6または7に記載の液晶表示素子。